

(4) 大阪府の老人福祉施設における社会貢献事業

大阪府社会福祉協議会老人施設部会

・ 目的

人々の生活が豊かになり、福祉制度の充実、介護保険制度の進展した今日であっても、地域には既存制度では対応出来ない方、制度の狭間にいる方、制度の利用を拒んだり、生活困窮から必要なサービスを受けられない方、外形的な判断要因では捉えられない生活困難者等、また「心身の障害・不安」、「社会的孤独や孤立」といった、さまざまな重複、複合化した生活課題を抱える方、つまり援護を必要とする方々が存在する。

各老人福祉施設において、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、このような方々の相談活動を活発化し、制度へのつなぎを行い、心理的不安をのぞき、経済的困窮がサービス利用の阻害になっている方々には必要に応じ経済的援助を行うことを目的とする。そのための必要な基金の拠出を行う。

・ コミュニティソーシャルワーカーの配置

施設には社会福祉士やケアマネジャー、あるいは在宅介護支援センター、また診療所など高い専門性を持った人材、機能があり、業務として地域の要援護者に対して医療も含めたさまざまな相談を継続して行い、所得や生活状況、生活上の課題を把握した上で種別や制度の垣根にとらわれることなく、必要なサービス提供や斡旋、経済的援助を行うために、地域向けの相談を担当する者、コミュニティソーシャルワーカーの役割を担う担当者を定めておく。

また施設には医師、看護師もおり、地域の医療機関との連携もしやすい立場にあり、要援護者の健康相談にも応じることが可能であり、地域の医療機関につなぐものとする。

・ 社会貢献基金の創設

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型)の各老人福祉施設から、一定金額を拠出し、社会貢献基金を大阪府社会福祉協議会内に設置する。

総額で約9,000万円(予定)となる拠出金を元に、必要に応じて生計困難者に対して経済的援助を行う。

・ 経済的援助を行う対象

- 1 生計困難により医療費の負担が困難なケース
- 2 生計困難により介護サービス費の負担が困難なケース
- 3 生計困難により成年後見人を定める費用負担が困難なケース
- 4 生計困難により食費、日常生活必需品を必要とするケース
- 5 生活保護等申請中の上記のケース
- 6 上記に類似するケース